（法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める措置）

**第六十九条の四**　法第二十一条第一項の厚生労働省令で定める措置（第三号及び第四号に掲げる措置にあっては、労働者が希望する場合に限る。）は、次のとおりとする。

一　面談

二　書面の交付

三　ファクシミリを利用しての送信

四　電子メール等の送信（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）

2　前項第三号の措置を講じた場合には、労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第四号の措置を講じた場合には、労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

（法第二十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項）

**第七十条**　法第二十一条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（法第二十一条の二第二項の取扱いの明示）

**第七十一条**　法第二十一条の二第二項の取扱いの明示は、育児休業申出又は介護休業申出があった後速やかに、当該育児休業申出をした労働者に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによって行うものとする。

（法第二十二条第一項第三号の厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置）

**第七十一条の二**　法第二十二条第一項第三号の厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置は、次のとおりとする。

一　その雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例の提供

二　その雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

**附　則**

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

**○農林水産省令第五十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）並びに森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第九条第二項第三号並びに第十四条第二項第三号及び第四号の規定に基づき、並びに森林法を実施するため、森林法施行規則及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月三十日

農林水産大臣　野上浩太郎

森林法施行規則及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

（森林法施行規則の一部改正）

**第一条**　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （開発行為の許可の申請）<br>**第四条**　法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。<br>一～三　（略） | （開発行為の許可の申請）<br>**第四条**　法第十条の二第一項の許可を受けようとする者は、申請書（二通）に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。<br>一～三　（略） |